

令和8年4月17日

公益社団法人 東村山法人会  
会長 高橋 博文 様

東村山税務署長  
石亀 博文 (官印省略)

業務センターへの郵送等に関するお願いについて (周知依頼)

税務行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京国税局では、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しており、令和8年7月以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております。

内部事務のセンター化により、申告書や申請書等を業務センターで処理することとしているため、納税者や税理士の皆様には、書面を送付する際には、業務センターに郵送していただくようお願いしております。

つきましては、貴会会員（貴組合の組合員・貴支部の支部員）の皆様に対して、別添「業務センターへの郵送等に関するお願い」について周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署への送信をお願いいたします。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 業務センターへの郵送等に関するお願い

東京国税局では、「内部事務のセンター化<sup>(※)</sup>」を実施しており、令和8年7月10日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております（別紙「令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧」のとおり。）。

内部事務のセンター化実施に伴い、次の事項について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署への送信をお願いいたします。
  - 書面により提出する場合は、別紙「令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧」の対象署に対応する業務センターへの郵送をお願いいたします。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

〇令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象センター一覧

都道府県	業務センターの旧名称 (令和8年4月現在)	業務センターの新名称 (令和8年7月10日以後)	業務内容	内部事務のセンター化の対象センター	
東京都	東京国税局業務センター 大手町分室	東京国税局 大手町業務センター	〒100-8156 千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館 東京国税局業務センター大手町分室	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、大塚、豊谷、蒲田、中野、杉並、板橋、王子、板橋、練馬、東武池袋線	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、大塚、豊谷、蒲田、中野、世田谷、北沢、玉川、渋谷、中野、杉並、板橋、王子、板橋、練馬、東武池袋線、立川、東武山手線
	東京国税局業務センター 渋谷分室	(東京国税局 大手町業務センターに統合)	令和8年7月10日、東京国税局業務センターに統合し、同日以後の業務は、東京国税局業務センター大塚支店、〒136-8506 江東区亀戸2丁目17番8号 東京国税局業務センター江東東分室	江東西、江東東	-
	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	東京国税局 武蔵府中業務センター	令和8年7月10日、東京国税局業務センターに統合し、同日以後の業務は、東京国税局業務センター大塚支店、〒136-8506 江東区亀戸2丁目17番8号 東京国税局業務センター江東東分室	渋谷	荒川、足立、西新井、葛飾
	東京国税局業務センター 山梨県 甲府分室	東京国税局 甲府業務センター	〒124-8705 武蔵府中業務センター武蔵府中分室 〒183-8510 府中市本町4丁目2番地 東京国税局業務センター甲府分室 〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室	八王子、葛飾、武蔵府中、町田、白野	八王子、葛飾、府中、武蔵府中、町田、白野、相模原、厚木、大塚
	東京国税局業務センター 山梨県 甲府南分室	東京国税局 甲府南業務センター	〒236-8551 補西市金沢区地本3丁目2番9号 東京国税局業務センター補正南分室	甲府、山梨、大月、御沢	甲府、山梨、大月、御沢
	東京国税局業務センター 山梨県 川崎南分室	東京国税局 川崎南業務センター	〒210-8606 川崎市川崎区鶴町3番18 東京国税局業務センター川崎南分室	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、戸塚	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、鶴原山、戸塚、横浜西
	東京国税局業務センター 神奈川県 平塚分室	東京国税局 平塚業務センター	〒254-8534 平塚市東町9番1号 東京国税局業務センター平塚分室	川崎南、川崎北、川崎西	川崎南、川崎北、川崎西
	東京国税局業務センター 千葉県 千葉西分室	東京国税局 千葉西業務センター	〒262-8507 千葉市花見川区東石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室	平塚、鎌倉、藤沢、小田原	平塚、鎌倉、藤沢、小田原
	東京国税局業務センター 千葉県 千葉東分室	東京国税局 千葉東業務センター	令和8年7月10日、東京国税局業務センターに統合し、同日以後の業務は、東京国税局業務センター大塚支店、〒136-8506 江東区亀戸2丁目17番8号 東京国税局業務センター江東東分室	千代田、千代田、千代田、千代田、市川、船橋、船山、木更津、佐原、茂原、成田、東金	千代田、千代田、千代田、千代田、市川、船橋、船山、木更津、佐原、茂原、成田、東金、柏

※ 下線文字は、令和8年7月10日以前に内部事務のセンター化の対象となる業務や、新たに設置予定している拠点を示します。